



経済産業省  
関東経済産業局

# ガス事業法における手続き等について (旧簡易ガス事業関係)

2024年7月17日  
関東経済産業局  
資源エネルギー環境部  
ガス事業課

# 目次

1. 電ガネットについて
2. 各種手続き
3. ガス小売営業について
4. 供給計画
5. 指定解除に係る定期報告
6. 一の団地の解釈
7. 法令違反・不適切事例

※産業保安監督部及び電力・ガス取引等監視委員会所管の手続き等は本資料には掲載しておりません

# 本資料内で使用する用語の定義

|        |  |
|--------|--|
| 法      | 平成29年4月1日以降のガス事業法                        |
| 旧法     | 平成29年3月31日以前のガス事業法                       |
| 改正法附則  | 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則（経過措置に関する規定）         |
| 施行令    | 平成29年4月1日以降ガス事業法施行令                      |
| 施行規則   | 平成29年4月1日以降のガス事業法施行規則                    |
| 経過措置省令 | 電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（施行規則） |
| 小売指針   | ガスの小売営業に関する指針                            |
| 取引指針   | 適正なガス取引についての指針                           |
| 団地     | 旧簡易ガス事業者が営む「地点群」（法令上の用語ではない。）            |

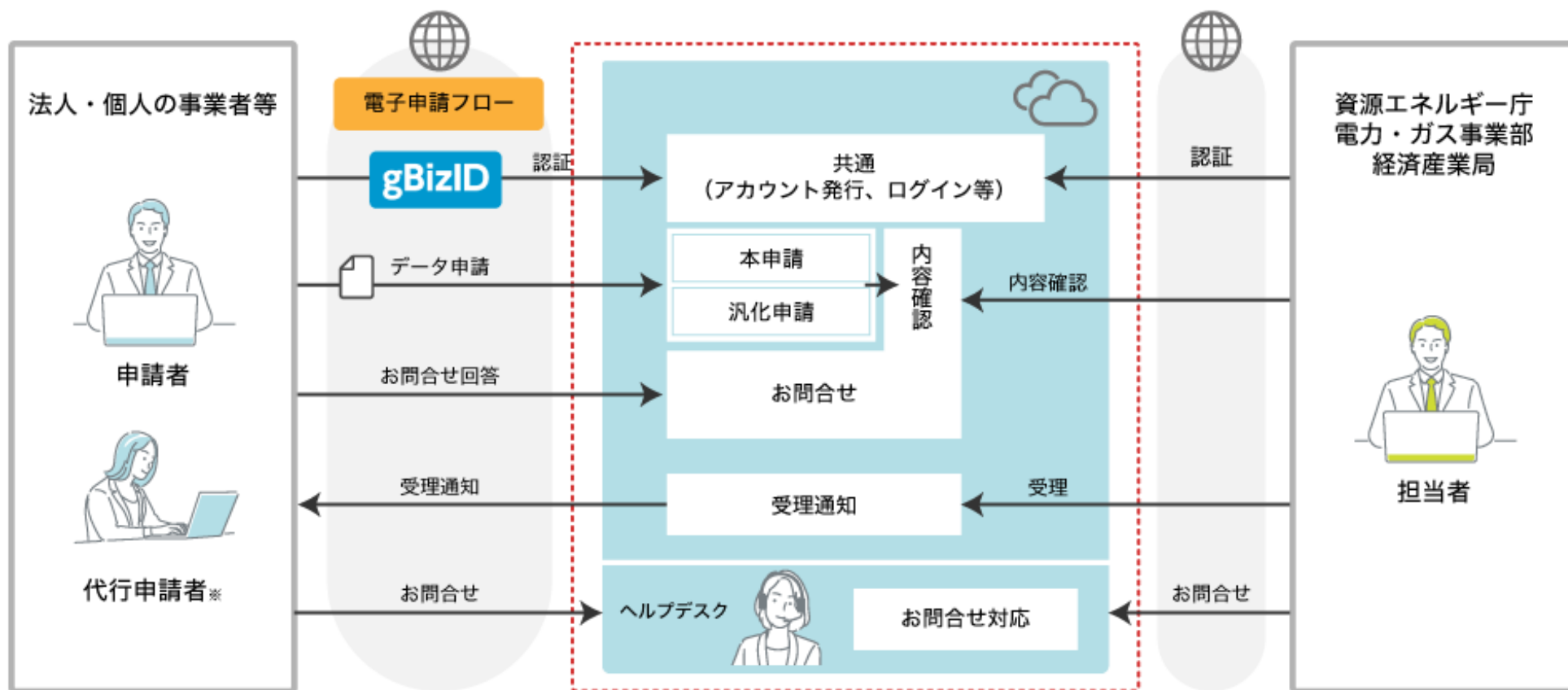
※法令は「e-Gov法令検索」で検索可能です。

<https://elaws.e-gov.go.jp/>

# 1. 電ガネットについて

# 1. 電ガネットについて①（概要）

- 電気事業・ガス事業関連法令専用の電子申請システム。
- 電ガネットを利用することで関係法令に基づく届出を郵送やメールではなく、電子システム上で提出することが可能。



※手続きによって、代行申請の可否が異なります。

# 1. 電ガネットについて②（対象手続き）

- ・ガス事業法関連で、電ガネットにより電子申請が行える手続きは4手続き。
- ・今後も随時対象手続きを拡充予定。

## 電ガネットにおける手続き名

## 条文

①ガス小売事業氏名等変更届出

ガス事業法第7条第4項

②ガス小売事業変更届出

ガス事業法第7条第4項

③ガス小売事業承継届出

ガス事業法第8条第2項

④経過措置料金規制の指定解除に係る報告

ガス関係報告規則附則第4条

# 1. 電ガネットについて③（利用のメリット）

## ①届出を効率的に行える&入力ミスを減らすことができる

- 現在の登録情報が参照できる。
- 変更事項のみの入力だけでOK。変更前情報の入力が不要。
- エラーチェック機能で記入漏れが防げる。
- 鑑文、変更理由書は、電ガネットに必要な事項を入力すれば添付不要。

## ②以前提出した届出情報が閲覧できる&同様の手続きを提出するときに参考にできる

- 新しい担当者でも、前回提出情報を参照しながら届出が作成可能。

# 1. 電ガネットについて④

## STEP 1



**gBizID アカウムの取得**

## STEP 2



**ログインし、必要情報を入力・提出**

## STEP 3



**お問合せ等通知（メール）の確認**

## STEP 4



**受理完了通知（メール）の確認**



# 1. 電ガネットについて⑤ STEP 1 gBizIDの取得

- gBizIDとは、1つのID・パスワードで、電ガネットだけでなく、様々な行政サービスにログインできるデジタル庁が提供するサービス。
- 電ガネットを利用する際には、gBizID**プライム**の取得が必要。
- gBizIDプライム取得は、
  - > 書類郵送申請（発行まで1週間程度）
  - > オンライン申請（最短即日発行）
- gBizIDプライムアカウント作成後、プライムに紐付けて、担当者向けのアカウント（gBizIDメンバー）の作成が可能。



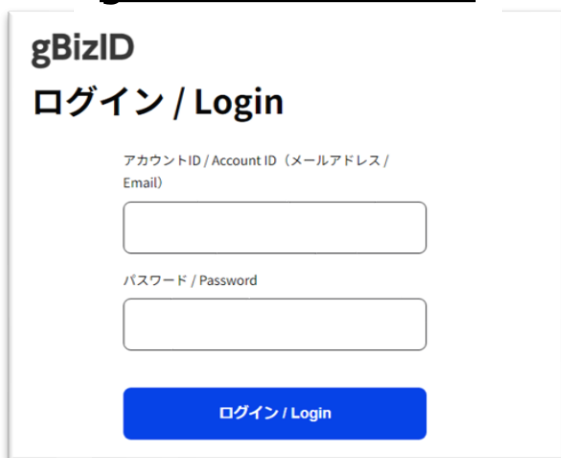
|       |   |  |
|-------|---|--|
| 種類    | 1. gBizIDプライム   | 同一法人及び個人事業主内のgBizIDメンバーが提出した全手順の内容を参照することが可能。  |
|       | 1-1. gBizIDメンバー   | gBizIDプライムの配下に設定できるアカウント。同一グループ内の他のメンバーが提出した手順内容を参照することが可能。同一法人のgBizIDメンバーが提出した全手順内容の参照は不可。  |
|       | 2. gBizIDエントリー  | 現在の電ガネットでは、このアカウントの利用は不可。  |
| 必要なもの | <b>【書類郵送申請】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 申請用端末（PC等）</li> <li>• メールアドレス</li> <li>• SMSが受信できる電話番号</li> <li>• （法人）印鑑証明書<br/>（個人事業主）印鑑登録証明書</li> <li>• 登録印</li> </ul> | <b>【オンライン申請】</b> <p><b><u>法人代表者でマイナンバーカードをお持ちの方のみが可</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 申請用端末（PC等）</li> <li>• メールアドレス</li> <li>• カード読み取り可能（※）およびSMSが受信できるgBizIDアプリをインストールしたスマートフォン<br/>（※）対応機種はgBizIDサイトにて確認可能</li> </ul> |

# 1. 電ガネットについて⑥ STEP2 ログインし、必要情報を入力・提出

電ガネット利用にあたって準備するもの

- ① インターネットに接続可能なパソコン
- ② 届出の提出に必要な情報
- ③ メールアドレス
- ④ gBizID (ID/パスワード)

gBizID ログイン画面



The screenshot shows the gBizID login page. It features a header with the gBizID logo and the text 'ログイン / Login'. Below this, there are two input fields: one for 'アカウントID / Account ID (メールアドレス / Email)' and another for 'パスワード / Password'. A blue button labeled 'ログイン / Login' is positioned at the bottom of the form.

電ガネット ホーム画面



The screenshot displays the home page of the '電ガネット' (Electric Gas Network) portal. At the top, there's a navigation bar with a home icon and the text '電ガネット'. Below this, a summary section shows three categories: '作成中' (0件), '受理・審査待ち' (0件), and '差戻し' (0件). The main area contains two large green buttons: '＋ 手続を作成する' (Create procedure) and '作成した手続を確認する' (Check created procedure). A red circle highlights the plus sign on the '手続を作成する' button. At the bottom, there are links for 'お知らせ' (Notice) and '一覧へ' (List).

電ガネット 手続作成画面



The screenshot shows the '新規手続選択' (New procedure selection) screen. It features a sidebar with a home icon and a menu icon (circled in red). The main content area is titled 'ガス事業法' (Gas Business Act) and contains two columns of procedure options. The first column includes 'ガス小売事業' (Gas retail business) and '旧ガス小売事業' (Old gas retail business). The second column includes '旧簡易ガスみなしガス小売事業' (Old simplified gas deemed gas retail business) and '旧簡易ガスみなしガス小売事業' (Old simplified gas deemed gas retail business). A red circle highlights the '旧簡易ガスみなしガス小売事業' option in the second column.

# 1. 電ガネットについて⑦ STEP2 ログインし、必要情報を入力・提出

- 登録情報が表示されるので、変更がある項目のみ、加除修正を行う。
- 最終確認画面にて、変更箇所がハイライト表示されるので、内容を確認し提出。
- 添付できるファイルはサイズが10MB以下のファイルのみで、1つの手続きに添付可能な上限は10ファイルまで。

## (ガス小売事業変更届出の例)

ガス小売事業変更届出>詳細情報画面>変更事項 (イメージ)

詳細情報

変更事項

変更年月日 \*

変更理由詳細

例: ガス設備を一部縮小するため

(注意) 変更理由詳細を記載しない場合、「変更届出書」を必ず添付してください。

ガス小売事業変更届出>詳細情報画面>変更対象の供給区域/供給地点群等 (イメージ)

変更対象の供給区域/供給地点群等

変更対象として供給地域を選択してください。以降の情報は選択した供給区域名等に基づいて表示されるため、空欄編集してください。

供給区域名/供給地点群名等 (選択) \*

必須項目を入力してください。

カーソルキーを押下または任意の検索文字(2文字以上)でエンターキーを押下することで入力候補が表示されます。

ガス小売事業変更届出>詳細情報画面 (イメージ)

ガス発生設備

③  
+ ガス発生設備を追加

|   | 設置の場所 | 設備名 | 原料名 | 使用開始日      | ガス発生能力  | 一行                       |
|---|-------|-----|-----|------------|---------|--------------------------|
| 1 | 赤坂団地  | 設備1 | 原料1 | 2023/01/01 | 5000m/h | <input type="checkbox"/> |

+ ガス発生設備を追加

ガス発生設備の編集

設置の場所 \*

赤坂団地

設備名 \*

設備1

原料名 \*

原料1

使用開始日 \*

2023/01/01

ガス発生能力

5000m/h

一行上に包含

閉じる

設定



管理番号:G-N01-00001430

確認中

ガス小売事業変更届出

ご提出ありがとうございます。

閉じる

# 1. 電ガネットについて⑧ STEP3 お問い合わせ等通知（メール）の確認

- 届出の内容に不備や不明点等があった場合、提出担当者のメールアドレスへ問合せが合った旨の通知メールが届くので、メールに添付されたURLからログインし確認。
- 当局担当者と提出者の間で該当手続の取下げが合意された場合は、取下げの通知が届く。
- 問合せを受けた手続の件数は、トップページに「差戻し」件数として表示されます。
- 該当の手続と問合せ内容の確認は、「差戻し」から可能。

## 問い合わせメール（イメージ）

〇〇〇様

電ガネットをご利用いただきありがとうございます。

提出いただいた手続について、担当者より問合せがありました。

下記 URL から電ガネットにログインし、問合せ内容をご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

管理番号：G-N01-00000000

手続：ガス小売事業氏名等変更届出

ログイン画面 URL：：<https://denga-net.meti.go.jp/prweb/XXXXXXX>

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。

※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、

ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。

<電ガネットヘルプデスクお問い合わせ先>

050-2018-7696

<受付時間>

平日 9:00～18:00



N8\_二二二 N8\_二二二子 さま

|     |         |     |
|-----|---------|-----|
| 作成中 | 受理・審査待ち | 差戻し |
| 1 件 | 1 件     | 1 件 |

**+** 手続を作成する  
各種手続を作成する場合はこちらから行ってください。

**Q** 作成した手続を確認する  
作成した手続を確認する場合はこちらから行ってください。

 はじめてご利用になる方へ

# 1. 電ガネットについて⑨ STEP4 受理完了通知（メール）の確認

- 電子申請にて提出した届出について、受理が完了すると、提出者に受理完了通知メールが届く。
- 受理された手続は、電ガネットログイン後、「手続一覧」メニューの「すべての手続」から、法令、手続、提出先を選択すると確認が可能。
- 受理完了後は、審査タブに「受理日」と「文書番号」が記載され、届出の編集は不可となるため、届出の提出内容に変更が生じた場合は、ガス小売事業変更届出を提出しする。

## 届出受理通知メール（イメージ）

〇〇〇様

電ガネットをご利用いただきありがとうございます。

提出いただいた手続を受理しました。

提出いただいた内容については、下記 URL から電ガネットにログインし、ご確認い

管理番号：G-N01-00000000

手続：ガス小売事業変更届出

ログイン画面 URL：：<https://denga-net.meti.go.jp/prweb/XXXXXXX>

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。

※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、

ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。

<電ガネットヘルプデスクお問い合わせ先>

050-2018-7696

<受付時間>

平日 9:00～18:00

## 「手続一覧」メニュー>手続一覧画面（イメージ）

すべての手続

法令  手続選択  届出先

手続件数： 1

| ステータス | 簡称番号    | 手続名    | 期間提出日      | 受理日        | 発行日 | 事業者 商号又は名称 | 届出者氏名         | 文書番号                    | 届出先    |
|-------|---------|--------|------------|------------|-----|------------|---------------|-------------------------|--------|
| 受付済   | フルタタクリズ | 発電事業届出 | 2023/04/04 | 2023/04/05 |     | 小豆島町       | kusano sarehi | 20230405-E-N01-00009014 | 経済産業大臣 |

検索キーワード  
E-N01-00009014

## 手続一覧画面>手続画面（イメージ）

管理番号 G-N01-00001430   
ガス小売事業氏名等変更届出

届出情報  問合せ

審査に係る情報

受理日  
2023/02/28

文書番号  
20230228-本番-G-N01-00000001

ガス小売事業登録番号  
A9999

# 1. 電ガネットについて⑩（その他）

- 手続一覧画面のステータス列で、届出の現在の状況が確認が可能。

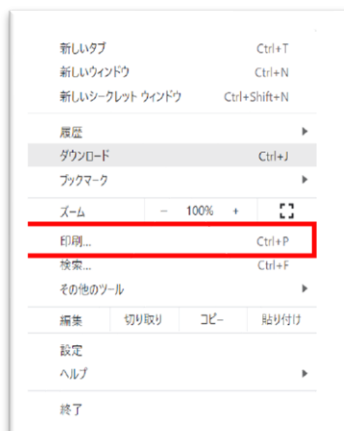
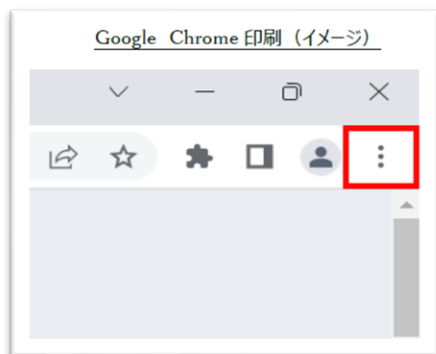
手続一覧画面>「すべての手続」（イメージ）



| ステータス | 説明  |
|-------|---|
| 作成中   | 届出を作成中に一時保存し、未提出の状態。提出するには、編集を再開する必要がある。                                |
| 確認中   | 審査者が内容を確認している状態。  |
| 問合せ中  | 審査者から問合せを受けている状態。問合せ内容を確認し、該当箇所を修正して再提出する必要がある。問合せ内容を踏まえて、手続を取下げすることも可。 |
| 完了    | 届出が受理され、手続が完了した状態。届出の受理日の確認が可能。   |
| 取下げ   | 提出した届出を取り下げた状態。   |

- 電ガネットの完了ステータスの画面や、受理完了通知メールを印刷することで、受領印のある副本の代替が可能。

印刷は、ブラウザの印刷機能で実施してください。  
（画像はGoogle Chromeの例）



# 1. 電ガネットについて⑪ (参考サイト)

## ● 電ガネットポータルサイト

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/other/dx/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/dx/)

## ● 電ガネット操作説明動画 (ガス小売事業編)

<https://www.youtube.com/watch?v=u6r0GNAIm7E>

※ YouTube

## ● GBIZIDについて

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

## ● GBIZID紹介動画 (アカウント作成編)

<https://www.youtube.com/watch?v=Jkw9wWOxrn0>

※ YouTube



## 2.各種手続き



## 2.各種手続き①

|                | ガス小売事業<br>(ガス事業法(新法))   | 旧簡易ガスみなしガス小売事業者<br>(改正法附則(※1)・旧法(※2)等)<br>経過措置団地が対象(解除団地は対象外)  |
|----------------|---|--|
| 毎月             | ● ガス事業生産動態統計調査(統計法)   | —  |
| 四半期毎           | ● ガス事業生産動態統計調査(統計法)   | —  |
| 毎年             | ● 供給計画届出(ガス事業法第19条第1項/<br>当該年度開始前)  | ● ガス事業法報告規則(附則第4条/毎四半期の最終<br>月の5箇月後の月の15日まで)   |
| 会計関係           | —   | ● 資産額報告書・収支計算報告書(ガス事業会計規則<br>附則第4条/毎事業年度経過後3月以内)<br>● 部門別収支計算書(みなしガス小売事業者部門別収<br>支計算規則/毎事業年度経過後4月以内)   |
| 不定期<br>(発生ベース) | ● ガス事業の登録等(第4条)<br>● 変更登録(第7条)<br>● 承継(第8条)<br>● 休止、廃止、解散(第9条)                              | ● 指定旧供給地点の変更(改正法附則第29条)<br>● 指定旧供給地点の合併、分割、譲渡譲受(旧法第<br>37条の7(旧法第10条準用))<br>● 事業の休止、廃止、法人の解散(旧法第37条の7<br>(旧法第13条準用))<br>● 指定旧供給地点小売供給約款の変更(改正法附則<br>第30条) |
| その他義務          | ● 供給能力の確保(第13条)<br>● 供給条件の説明等(第14条)<br>● 書面の交付(第15条)<br>● 苦情等の処理(第16条)<br>● 名義の利用等の禁止(第17条) | ● 供給義務(改正法附則第28条・旧法第37条の6)<br>● 指定旧供給地点小売供給約款による供給の義務<br>(改正法附則第28条・旧法第37条の6の2)  |

※1 電気事業法等の一部を改正する等の法律

※2 平成29年3月31日以前のガス事業法

## 2.各種手続き②

### 登録事項（法第4条第1項） <※①～⑦は第1項の各号を示す>

- ③
- ・ガス発生設備（容器・調整装置・気化装置）及びガスホルダーの設置場所の移動、その種類の変更、増設、能力別の数
  - ・導管の設置の場所、内径、総延長、導管内におけるガスの圧力

- ④他の者からガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合にあつては、当該ガスの量に関する事項

- ⑤小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に関する事項（団地名称、供給地点住所、供給地点の数、最大ガス需要の見込み、供給能力の確保の見込み等）

軽微な変更以外の事項を変更しようとするとき

- 様式第4「ガス小売事業変更登録申請書」により事前に申請を行う（変更理由書等添付）  
→変更登録後、事業者への登録の通知を行う

加えて、指定旧供給地点の場合は・・・

- 「指定旧供給地点変更許可申請書」「指定旧供給地点小売供給約款変更認可申請書」「指定旧供給地点小売供給約款変更届出書」等の提出が必要となるため、必ず事前に局へ確認すること。

軽微な変更<sup>に</sup>該当する事項に変更があったとき

- 様式第6「ガス小売事業変更届出書」により、遅滞なく届け出る  
→届出受理後、事業者への登録通知は行わない

- ①
- a 氏名又は名称
  - b 住所
  - c 法人にあっては代表者氏名

- ②
- ・主たる営業所の名称、所在地
  - ・その他の営業所の名称、所在地

- ⑥
- 事業開始予定年月日

- ⑦
- ・電話番号、電子メールアドレス、その他の連絡先
  - ・ガス小売事業以外の事業概要

上記に変更があったとき

- 様式第5「ガス小売事業氏名等変更届出書」により、遅滞なく届け出る（①は証明書類添付）  
→届出受理後、事業者への登録通知は行わない

加えて、指定旧供給地点の場合であつて、①a、bを変更しようとするときは・・・

- 「指定旧供給地点小売供給約款変更届出書」を供給開始予定日の10日前までに関東経済産業局に提出  
→届出受理後、事業者への登録通知は行わない

#### 【参考】軽微な変更（施行規則第7条第1項）

- ・ 変更後の最大ガス需要の見込み < 直近（登録の）供給能力値
- ・ 変更後の供給能力の見込み > 直近（登録の）最大ガス需要値
- ・ 供給地点の数の変更であつて、変更後の最大ガス需要の見込み < 直近（登録の）供給能力値

## 2.各種手続き③

- ①～⑪：様式第6「ガス小売事業変更届出書」を提出
- ⑫、⑬：様式第4「ガス小売事業変更登録申請書」を提出
- ⑭～⑰：様式第5「ガス小売事業氏名等変更届出書」を提出

- ①特定ガス発生設備の増設、場所の移動
- ②自然気化から強制気化への変更、またはその逆
- ③調整器、気化器の増設、交換（※能力が変わらない場合でも必要）
- ④シリンダーの設置本数の変更
- ⑤貯槽の容量や設置個数の変更
- ⑥貯槽からシリンダーへの変更、またはその逆
- ⑦本支管の撤去、延長、口径の変更
- ⑧地点の増減（登録地点内の分割・統合を含む）※変更後の最大ガス需要の見込みが直近の供給能力値未満の場合
- ⑨最大ガス需要の見込みの変更（※[スライド20参照](#)）  
当該年度の需要量増加によるピーク月1地点当たりの平均ガス需要量の増加等
- ⑩地点群の名称変更、供給地点住所の変更
- ⑪地点群の廃止（所有する全部の団地の廃止は、「ガス小売事業廃止届出」）
- ⑫地点群の増加（せり上がり、集合住宅及び他事業者団地の獲得等、軽微な変更には当てはまらない場合）
- ⑬地点の増減※変更後の最大ガス需要の見込みが直近の供給能力値以上の場合
- ⑭会社に関する変更（名称（組織編成等） 所在地（移転等） 代表者氏名（異動等））
- ⑮営業所に関する事項  
主たる営業所、その他営業所の名称、所在地（組織編成、移転等）
- ⑯登録した連絡事項の変更（電話番号 電子メールアドレス その他の連絡先）
- ⑰ガス小売事業以外の事業概要の変更（電力事業の開始 飲料水販売の開始 等）

# 2.各種手続き④

## 特定ガス発生設備の種類及び能力別の数の選定根拠(自然気化)

地点群名称

1. 特定ガス発生設備 50 kg容器  片側  本  
 調整装置能力 1次側  kg/h  基  
 2次側  kg/h  基

2. 特定ガス発生設備の能力別の数の選定根拠

(イ)条件 ガスの種類 液化石油ガス い号 (P.P95%以上)  
 供給地点数  地点  
 ピーク月1地点当たりの平均ガス需要量  kg/月  
 ピーク時の平均気温  °C  m3/月  
 50kg容器1本当たりの発生能力  kg/h  
 産気率  m3/kg

(ロ)ピーク月1日平均ガス需要量  

$$\frac{\text{ピーク月1地点当たり平均ガス需要量} \times \text{地点数}}{\text{ピーク月日数}} \quad (\text{kg/月}) \times$$

(ハ)ピーク日ガス需要量  

$$\text{ピーク月1日平均ガス需要量} \times \text{ピーク月日数} \quad (\text{kg/日}) \times$$

(ニ)ピーク時平均ガス需要量  

$$\text{ピーク日ガス需要量} \times 0.16 \quad (\text{kg/h}) \times$$

新たに作成する場合、需要量の想定については、各社が適当な根拠をもった数字とすること。行政から根拠を求められることがあるため、注意すること。  
 (例)  
 ・近隣の同一規模の簡易ガス団地の需要量  
 ・当該簡易ガス団地の所在地の県の3年間の12月～2月の使用量の平均(生産動態統計を参考)  
 ・当該団地における実績値(増えた場合には変更手続きが必要)

(ホ)発生量より算出する必要容器本数  

$$\frac{\text{ピーク時平均ガス需要量}}{\text{容器1本当たり発生量}} = \text{本}$$

よって片側 以上を設置する。

(ヘ)容器交換周期  

$$\frac{\text{1系列設置本数} \times 50\text{kg}}{\text{ピーク月1日平均ガス需要量}} = \frac{\text{本} \times 50\text{kg}}{\text{kg/日}} = \text{日}$$

(ト)最高ピーク時ガス需要量  

$$\text{ピーク日ガス需要量} \times 0.25 \text{ (最高ピーク時率)} \times 0.25 = \text{kg/h}$$

(チ)調整装置能力  kg/h ..... A  

$$\frac{\text{最高ピーク時ガス需要量} \times 1.3 \text{ (安全率)}}{\text{kg/h} \times 1.3} = \text{kg/h} \text{ ..... B}$$

A ≥ B      kg/h ≥ kg/h

∴機器の能力の変更が必要です。

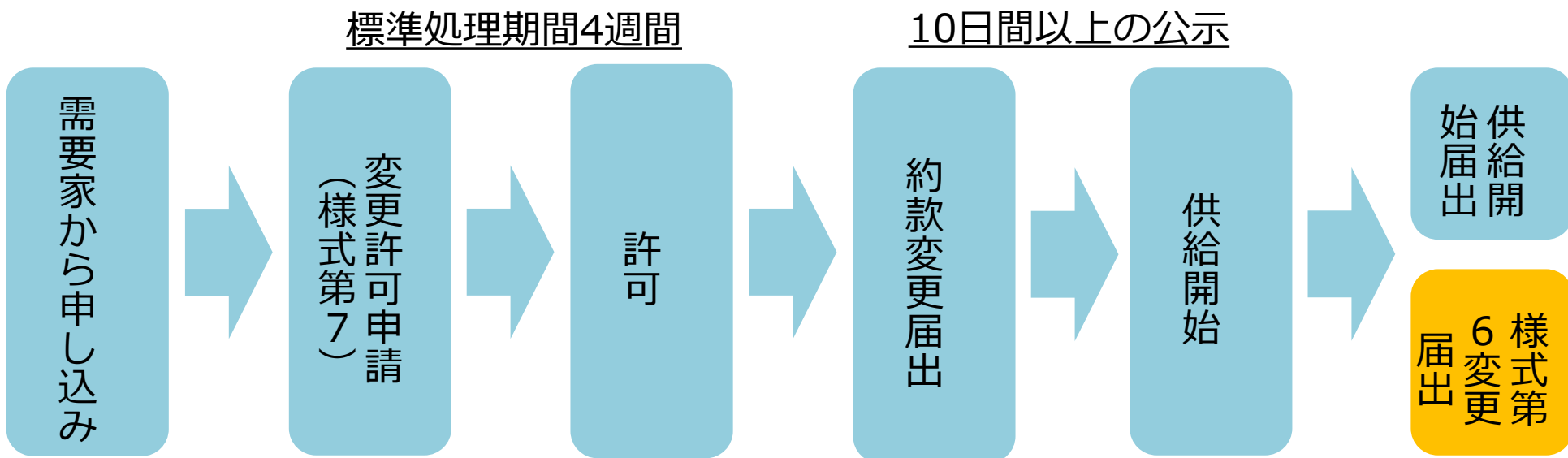
1次側と2次側で小さい方になっているか確認  
 (ガス発生能力の上限として適切な数字になっているか)

# (参考) 供給地点を増加する場合の手続きのイメージ

## ◆自由化団地の場合（であって規則第7条の軽微な変更の場合）



## ◆経過措置団地の場合

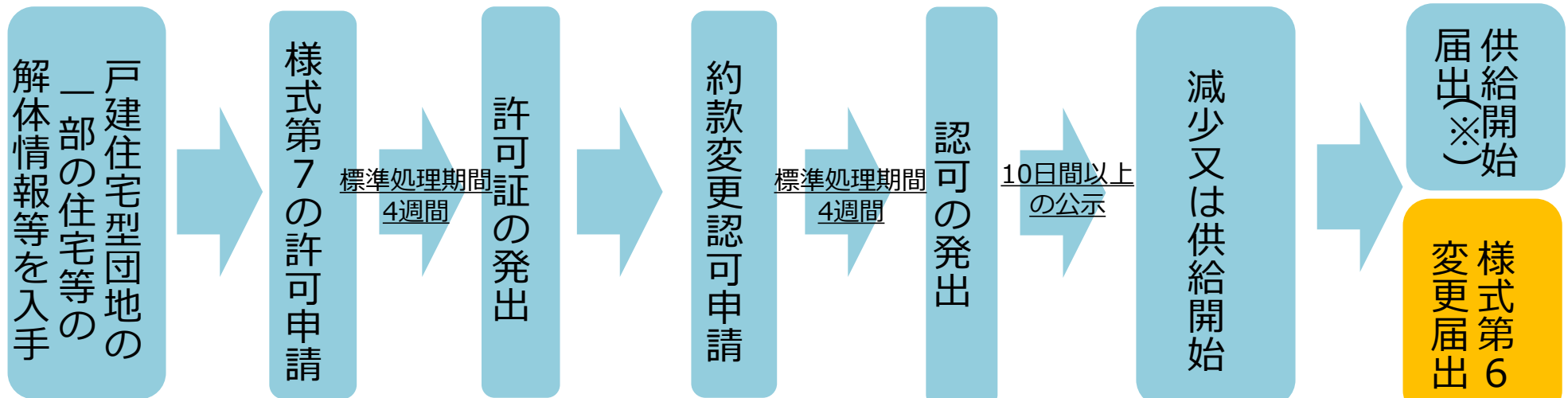


# (参考) 供給地点を減少する場合の手続きのイメージ

## ◆自由化団地の場合



## ◆経過措置団地の場合



(※) 統合や分割による減少で供給開始がある場合のみ

## 2.各種手続き⑤ 事業の承継・休止・廃止・法人の解散

### 承継

・ガス小売事業の**全部**の譲渡しがあつたとき  
・ガス事業者について相続/合併/分割があつたとき

● 様式第7「ガス小売事業承継届出書」により、遅滞なく届け出る  
※ ガス小売事業者の地位を承継した者が提出

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

- 「指定旧供給地点小売供給合併/分割認可申請書」を**事前（1月前を目処）に申請**する
- 「指定旧供給地点小売供給譲渡譲受認可申請書」を**事前（1月前を目処）に申請**する ※譲渡人・譲受人両者による提出 ※一部の譲渡の場合も同様

### 休止・廃止

ガス小売事業の**全部**を休止/廃止したとき

● 様式第8「ガス小売事業休止（廃止）届出書」により、遅滞なく届け出る

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

- 「指定旧供給地点小売供給廃止許可申請書」を**事前（1月以上前）に申請**する

ガス小売事業のうち、**一部の団地のみ**を廃止したとき

● 様式第6「ガス小売事業変更届出書」により、遅滞なく届け出る

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

- 「指定旧供給地点小売供給廃止許可申請書」を**事前（1月以上前）に申請**する

### 解散

ガス小売事業者たる法人が解散したとき（※合併以外の事由による）

● 様式第9「解散届出書」により、遅滞なく届け出る

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

- 旧法様式第12「解散認可申請書」を**事前（1月前を目処）に申請**する

## 2.各種手続き⑥ 特別供給条件の認可申請（経過措置団地のみ）

経過措置団地については、特別の事情がある場合において、認可を受けた場合のみ、供給約款の供給条件以外の方法による供給条件の設定が可能。

### ✓ 特別の事情（例）

- 災害救助法の適用、移動式ガス発生設備によるガスの供給等
- 新型コロナウイルス感染拡大
- LPガス価格高騰対策事業 等

### ✓ 特別供給条件（例）

- 支払い期限の延長
- ガスを利用しなかった料金算定期間における基本料金の免除
- 応急的なガス工事に係る費用を事業者が負担
- 自治体からの補助金を利用したガス料金の値引き



# **3.ガス小売営業について (小売指針・取引指針)**

# 3. ガス小売営業について

## 「ガスの小売営業に関する指針」

- ガス事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すもの。
- ガスの需要家の保護の充実を図り、需要家が安心してガスの供給を受けられるようにするとともに、ガス事業の健全な発達に資することを目的として定められた指針。
- 1. ～ 5. について、需要家の利益の保護やガス事業の健全な発達を図る上で、望ましい行為や問題となる行為（※）を示すもの。

1. 需要家への適切な情報提供
2. 営業・契約形態の適正化
3. 小売供給契約の内容の適正化
4. 苦情・問合せへの対応の適正化
5. 小売供給契約の解除手続等の適正化

※ 業務改善命令（ガス事業法第20条）、業務改善勧告（同法第178条第1項）が発動される原因となりうる行為等

## 「適正なガス取引についての指針」

- ガス市場における公正かつ有効な競争の観点から、事業者が自主的に行うことが望ましいと考えられる行為、ガス事業法上又は独占禁止法上問題（※）とされるおそれがある事業者の行為等を示す。

1. 小売分野
2. 卸売分野
3. 製造分野
4. 託送供給分野

※ 排除措置命令（独占禁止法（※）第7条、第20条）  
業務改善命令（ガス事業法第20条）  
業務改善勧告（ガス事業法第178条1項）  
が発動される原因となりうる行為等を示す

## 4. 供給計画

# 4. 供給計画①

- 法第19条に基づき、全てのガス小売事業者が提出しなければならないもの。
- 提出期限は、毎年度開始前 **（次回2024年3月31日まで）**
- 法第7条第1項の規定に基づくガス小売事業変更登録を行う場合（届出済みの供給計画に記載のないものに限る）及びガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合（※）は、供給計画にも変更が伴うこととなるため、計画変更後、遅滞なく届出の提出が必要。

## <供給計画>

- ✓ 提出書類は様式第15の供給計画届出書、第1表+第3表+第5表
- ✓ 届出全体で不整合が生じないように記載し、可能な限り他の報告書や提出物とも整合を図る。（生産動態統計調査、小売登録関係等）
- ✓ 供給計画及び製造計画届出書の記載要領を確認する。

## <供給計画変更届出>

- ✓ 提出書類は、様式第16の供給計画変更届出書、変更を必要とする理由書、様式第15第1表、第3表、第5表のうち変更する内容及びその見え消し版

（※）ガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を実施する場合の判断については、事前にガス事業課に相談すること。

様式第15（第20条関係）

供給計画届出書

令和6年 月 日

関東経済産業局長 殿

住所  
氏名（名称及び代表者の氏名）

ガス事業法第19条第1項の規定により令和6年度の供給計画を別紙のとおり届け出ます。

様式第16（第20条関係）

（記載例）

供給計画変更届出書

平成 年 月 日

関東経済産業局長 殿

住所 ○○県○○市○○  
氏名 株式会社○○  
代表取締役 ○○ ○○ 印

平成 年度の供給計画を次のとおり変更したので、ガス事業法第19条第2項の規定により届け出ます。

| 変更の内容 | 最大ガス需要量の見込みの増加に伴う、第1表、第3表及び第5表の変更。                      |
|-------|---|
| 備考 1  | 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。                                  |
| 備考 2  | 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする |

# 4.供給計画②

第1表

年度別の需給計画表(ガスの需給の実績と見通し)

事業者名:  
地域名:  
(単位:件、千 $m^3$ )

|           |             | 令和4年度(実績) | 令和5年度(実績見込) | 令和6年度(初年度) | 令和7年度 | 令和8年度 | 年度 | 年度 |
|-----------|-------------|-----------|-------------|------------|-------|-------|----|----|
| 年度末調定件数   | 業務用         | 家庭用       |             |            |       |       |    |    |
|           |             | 商業用       |             |            |       |       |    |    |
|           |             | 工業用       |             |            |       |       |    |    |
|           |             | その他用      |             |            |       |       |    |    |
|           |             | 小計        |             |            |       |       |    |    |
| 需給量       | 販売量         | 家庭用       |             |            |       |       |    |    |
|           |             | 商業用       |             |            |       |       |    |    |
|           |             | 工業用       |             |            |       |       |    |    |
|           |             | その他用      |             |            |       |       |    |    |
|           |             | 小計        |             |            |       |       |    |    |
|           | 計           |           |             |            |       |       |    |    |
|           | その他         |           |             |            |       |       |    |    |
|           | ガス小売事業者への供給 |           |             |            |       |       |    |    |
|           | 合計          |           |             |            |       |       |    |    |
|           | 製品ガス生産・購入量等 | ガス生産量内訳   | 液化天然ガス      |            |       |       |    |    |
| 液化石油ガス    |             |           |             |            |       |       |    |    |
| 石油系オフガス変成 |             |           |             |            |       |       |    |    |
| その他ガス     |             |           |             |            |       |       |    |    |
| 小計        |             |           |             |            |       |       |    |    |
| ガス購入量内訳   |             | 液化天然ガス    |             |            |       |       |    |    |
|           |             | 液化石油ガス    |             |            |       |       |    |    |
|           |             | 天然ガス      |             |            |       |       |    |    |
|           |             | その他ガス     |             |            |       |       |    |    |
|           |             | 小計        |             |            |       |       |    |    |
| ガス生産事業者から |             |           |             |            |       |       |    |    |
| 合計        |             |           |             |            |       |       |    |    |

表の数は地点群毎+全社計  
単位は千 $m^3$   
※ $m^3$ ではないことに注意!

年度末調定件数」の欄は、  
各年度の3月末時点の調  
定件数を記載。

旧簡易ガス事業者の場合、ガス購入量内訳の欄に記載する  
初年度以降3年分については、需給量と同じ値を記載する

# 4.供給計画③

在庫量の考え方に注意

第3表

年度別の需給計画表(原料購入・消費・在庫)

事業者名：

|        | 単位 | 令和4年度(実績) |     |     |       | 令和5年度(実績見込) |     |       |
|--------|----|-----------|-----|-----|-------|-------------|-----|-------|
|        |    | 期首在庫量     | 購入量 | 消費量 | 期末在庫量 | 購入量         | 消費量 | 期末在庫量 |
| 液化天然ガス | t  |           |     |     |       |             |     |       |
| 液化石油ガス | "  | 〇〇〇       | □□□ | ××× | 〇〇〇   | □□□         | ××× | 〇〇〇   |
|        | "  |           |     |     | △△△   |             |     | △△△   |

1段目に貯槽(バルク)、2段目に50kg容器(シリンダー)を記載

|        | 単位 | 令和4年度(実績) |     |       | 令和5年度(実績見込) |     |       | 令和6年度(実績見込) |     |       |
|--------|----|-----------|-----|-------|-------------|-----|-------|-------------|-----|-------|
|        |    | 購入量       | 消費量 | 期末在庫量 | 購入量         | 消費量 | 期末在庫量 | 購入量         | 消費量 | 期末在庫量 |
| 液化天然ガス | t  |           |     |       |             |     |       |             |     |       |
| 液化石油ガス | "  | □□□       | ××× | 〇〇〇   | □□□         | ××× | 〇〇〇   | □□□         | ××× | 〇〇〇   |
|        | "  |           |     | △△△   |             |     | △△△   |             |     | △△△   |

単位はt(kgではないことに注意)  
 第1表と第3表はガス購入量=購入量、需給量=消費量で、整合性するように記載。各表で単位が異なるため、産気率(0.488)を使つての換算を行う。

## ◆第3表における期首・期末在庫量の記載方法について

- 2段書きのうち、上段の貯槽(バルク)については、**残量計(メーター値)から読み取った残量値**を記載することとしているため、**生産動態統計調査の報告内容と整合**するように記載すること
- 万が一、これまでの生産動態統計調査に残量値を記載していなかった場合には、**次回から必ず計測、記録する**とともに、不明の年度の在庫量には、**最大の貯蔵量**を記載すること
- 下段の50kg等容器(シリンダー)については、当該設備に保有できる**最大の貯蔵量**を記載すること(全年度共通)

# 4.供給計画④

第5表

年度別のピーク時送出量見通し・ガス生産購入計画

事業者名:  
(単位: m<sup>3</sup>/時)

| 地区名等 |                | 令和4年度(実績) | 令和5年度(実績見込) | 令和6年度<br>(初年度) | 令和7年度 | 令和8年度 | 年度 | 年度 |
|------|----------------|-----------|-------------|----------------|-------|-------|----|----|
|      | 自社ガス発生量        |           |             |                |       |       |    |    |
|      | 他事業者からの購入<br>量 |           |             |                |       |       |    |    |
|      | 最大ガス需要見込み      |           |             |                |       |       |    |    |
|      | 自社ガス発生量        |           |             |                |       |       |    |    |
|      | 他事業者からの購入<br>量 |           |             |                |       |       |    |    |
|      | 最大ガス需要見込み      |           |             |                |       |       |    |    |
|      | 自社ガス発生量        |           |             |                |       |       |    |    |
|      | 他事業者からの購入<br>量 |           |             |                |       |       |    |    |
|      | 最大ガス需要見込み      |           |             |                |       |       |    |    |

登録した内容と整合しているか確認

# **5. 指定解除に係る定期報告 (ガス関係報告規則)**



# 5. 指定解除に係る定期報告①

- 小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則ではあるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により、使用者の利益を保護の必要性が高い場合に、小売料金規制（認可制）を存置することとしたものが経過措置料金規制であり、指定の解除を満たす場合は、規制を解除することとしている。
- 規制に係る指定基準・指定解除基準については以下のとおり。
- 指定の解除にあたっては、以下の指標を満たしているかどうかに加え、**適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の自由がないかどうかも確認し、総合的に判断を行う。**

## <指定基準>

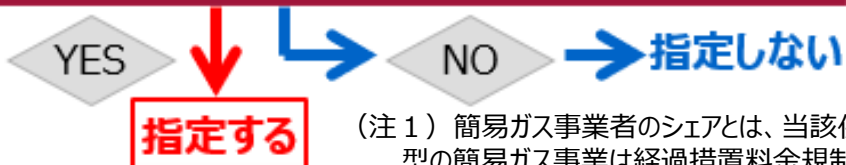
### <STEP 1>

旧簡易ガス事業者のシェア<sup>(注1)</sup>が50%超であるか否か



### <STEP 2>

旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1/2 > 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数  
※直近3年間の合計ベース。



## <解除基準>

以下のいずれかに該当するか否か

- ①旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下
- ②旧簡易ガス事業者による需要家獲得件数×1/2 ≤ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他のガス小売事業者・他燃料事業者による需要家獲得件数  
※直近3年間の合計ベース。
- ③小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューの需要家 ≤ 自由料金メニューの需要家



(注1) 簡易ガス事業者のシェアとは、当該供給地点群における調定件数÷(許可地点数-空き地・空き家の数)。なお、集合住宅型の簡易ガス事業は経過措置料金規制の対象から除かれる。

## 5.指定解除に係る定期報告②

(参考)「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の自由」の具体例

＜指定基準①＞ 旧簡易ガス事業者のシェアが50%超

＜解除基準①＞ 旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らのシェアを50%以下とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していたり、他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、自らのシェアが50%以下となるように恣意的に操作していた場合。

＜指定基準②＞

旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1 / 2 > 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料事業者による需要家獲得件数

＜解除基準②＞

旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1 / 2 ≤ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他のガス小売事業者及び他燃料事業者による需要家獲得件数

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らの需要家獲得件数を恣意的に少なくすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していた場合。
- 他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、離脱件数等を恣意的に増加させていた場合。
- その供給地点数（空き地・空き家を除いたもの）に比して、スイッチ等の総数（右辺の件数と左辺の件数の和）が著しく少ない場合（3年3%以下）。

## 5. 指定解除に係る定期報告③

- 経過措置団地を所有するガス小売事業者に課されている報告義務。（ガス関係報告規則附則第4条）
- 各四半期の最終月の15日から5月を経過する日までに、附則様式第4による報告書を提出しなければならない。
- 第1四半期から第3四半期の報告については、競争関係に状況の変化が見込まれない場合は、附則様式第5による簡易報告も可。ただし、**第4四半期（8月15日頃の報告）は、簡易報告が認められない。**
- 報告書の提出方法は、メールで提出から、**原則電ガネット上でExcelファイルをアップロードする方法に変更。（2024年4月～）**

＜電ガネットによる報告手順＞

**STEP 1** 電ガネット提出用様式（xlsx形式）のダウンロード

**STEP 2** 提出用様式（xlsx形式）に必要情報を入力

**STEP 3** 電ガネットにログインし、提出用様式（xlsx形式）をアップロード

**STEP 4** お問い合わせ、受理完了等通知（メール）の確認



# 5.指定解除に係る定期報告④

<附則様式第4\_第1表(1) (xlsx形式) > <消費機器調査結果リスト (xlsx形式) >

Table 1 (1) instructions:

- ※この項目は、指定解除の届出書の添付書類として提出する。この項目は、指定解除の届出書の添付書類として提出する。
- ※黄色のセルは表示されている。黄色のセルにマウスカーソルを合わせると、セルの右側に「+」が表示される。
- ※黄色のセルにマウスカーソルを合わせると、セルの右側に「+」が表示される。
- ※黄色のセルにマウスカーソルを合わせると、セルの右側に「+」が表示される。
- ※黄色のセルにマウスカーソルを合わせると、セルの右側に「+」が表示される。
- ※黄色のセルにマウスカーソルを合わせると、セルの右側に「+」が表示される。

Consumption Equipment Investigation Results List table structure:

| 消費機器の種類 | 消費機器の名称 | 消費機器の単位 | 消費機器の数量 | 消費機器の単価 | 消費機器の総額 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 冷蔵庫     | 冷蔵庫     | 台       | 1       | 10000   | 10000   |
| 洗濯機     | 洗濯機     | 台       | 1       | 10000   | 10000   |
| 乾燥機     | 乾燥機     | 台       | 1       | 10000   | 10000   |

行数が足りない場合は、画面左部下の方に表示されている **+** を押して、折りたたまれている行を表示して記入。

<附則様式第4\_第1表(2)、第2表、第3表 (xlsx形式) >

Table 1 (2) instructions:

- ※黄色のセルは表示されている。黄色のセルにマウスカーソルを合わせると、セルの右側に「+」が表示される。
- ※黄色のセルにマウスカーソルを合わせると、セルの右側に「+」が表示される。
- ※黄色のセルにマウスカーソルを合わせると、セルの右側に「+」が表示される。

Table 2

| 所在地 | 番号 | 都道府県・市区町村 | 字町名 | 番地  |
|-----|----|-----------|-----|-----|
| 東京都 | 1  | 東京都       | 東京都 | 東京都 |

Table 3

| 番号   | 平成31年1月から令和2年12月まで |                      |                                  |                            |  | 令和2年1月から令和2年12月まで |                      |                                  |                            |  |
|------|--------------------|----------------------|----------------------------------|----------------------------|--|-------------------|----------------------|----------------------------------|----------------------------|--|
|      | 自由料金メニューによる契約件数    | 指定日供給地点小売供給約款による契約件数 | 原料費調整単位数 (円/m <sup>3</sup> ) (3) | 原料費調整額 (円) (4) = (1) × (3) | 補正係数 (円/m <sup>3</sup> ) (5) = (2) - (4) | 自由料金メニューによる契約件数   | 指定日供給地点小売供給約款による契約件数 | 原料費調整単位数 (円/m <sup>3</sup> ) (3) | 原料費調整額 (円) (4) = (1) × (3) | 補正係数 (円/m <sup>3</sup> ) (5) = (2) - (4) |
| 1月   | 0                  | 0                    | 0                                | 0                          | 0  | 0                 | 0                    | 0                                | 0                          | 0  |
| 2月   | 0                  | 0                    | 0                                | 0                          | 0  | 0                 | 0                    | 0                                | 0                          | 0  |
| 3月   | 0                  | 0                    | 0                                | 0                          | 0  | 0                 | 0                    | 0                                | 0                          | 0  |
| 4月   | 0                  | 0                    | 0                                | 0                          | 0  | 0                 | 0                    | 0                                | 0                          | 0  |
| 5月   | 0                  | 0                    | 0                                | 0                          | 0  | 0                 | 0                    | 0                                | 0                          | 0  |
| 6月   | 0                  | 0                    | 0                                | 0                          | 0  | 0                 | 0                    | 0                                | 0                          | 0  |
| 7月   | 0                  | 0                    | 0                                | 0                          | 0  | 0                 | 0                    | 0                                | 0                          | 0  |
| 8月   | 0                  | 0                    | 0                                | 0                          | 0  | 0                 | 0                    | 0                                | 0                          | 0  |
| 9月   | 0                  | 0                    | 0                                | 0                          | 0  | 0                 | 0                    | 0                                | 0                          | 0  |
| 10月  | 0                  | 0                    | 0                                | 0                          | 0  | 0                 | 0                    | 0                                | 0                          | 0  |
| 11月  | 0                  | 0                    | 0                                | 0                          | 0  | 0                 | 0                    | 0                                | 0                          | 0  |
| 12月  | 0                  | 0                    | 0                                | 0                          | 0  | 0                 | 0                    | 0                                | 0                          | 0  |
| 計    | 0                  | 0                    | 0                                | 0                          | 0  | 0                 | 0                    | 0                                | 0                          | 0  |
| 平均単価 | 0                  | 0                    | 0                                | 0 (円/m <sup>3</sup> )      | 0  | 0                 | 0                    | 0                                | 0 (円/m <sup>3</sup> )      | 0  |

(第3表) 自由料金メニューを作っていない団地は1行目を0件と記載。また契約件数は第1表(2)2.の家庭用調停件数と整合させること。

備考 1 「自由料金メニューによる契約件数」指定日供給地点小売供給約款による契約件数が記載しない場合によっては、2への記入を省略することができます。  
2 原料費調整単位の欄には、過去の指定日供給地点小売供給約款における原料費調整において、調整単位数を算定するために基準単位数に等価する金額を記入すること。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

# 5. 指定解除に係る定期報告⑤

## 簡易報告を行う場合

- 附則様式第4\_\_第1表(1)のみの提出で可。附則様式第5は不要。
- 附則様式第5の添付に代えて、「指定供給地点ごとの状況」で、**附則様式第5に準ずる内容にチェックすることで提出が可。**
- アップロードしたファイルのカテゴリを必ず選択する。**アップロードしたファイルと選択したカテゴリが一致していないと手続を提出できないので注意。**

添付書類画面> ファイル添付画面 (イメージ)

ファイル添付

必要なファイルを添付してください。(1ファイルにつき最大10MB)

ファイルをドラッグして、ここにドロップ

または

ファイルを選択

| カテゴリ         | 説明*           | ファイル               |
|--------------|---------------|--------------------|
| 附則様式第4第1表(1) | 附則様式第4_第1表(1) | 附則様式第4_第1表(1).xlsx |

閉じる

添付

必ず一致する  
カテゴリを選択

添付書類画面> ファイル添付後画面「指定供給地点ごとの状況」

| カテゴリ | 説明           | サイズ    | ファイル名                               |
|------|--------------|--------|-------------------------------------|
| 1    | 附則様式第4第1表(1) | 37.0KB | 附則様式第4_第1表(1).xlsx 2024/02/26 16:10 |

指定旧供給地点群ごとの状況

| 番号 | 供給区域名/供給地点群名等 | 類型    | ファイル名  |
|----|---------------|-------|--|
| 1  | テスト団地90       | 住宅団地型 | 添付書類なし<br>※以前の報告事項から特段の状況の変化がなく、改正ガス事業法附則第28条第2項の解除が実施済みであることをチェックを入れてください。<br><input type="checkbox"/> 競争関係に係る報告(附則様式第5)<br>当該指定旧供給地点における2020年10月~2023年9月までのガス小売事業者等との間の競争関係による状況の変化はありません。 |

その他の添付書類

| ファイル名          |
|----------------|
| 表示するデータがありません。 |

簡易報告の場合は  
チェックする



# 5. 指定解除に係る定期報告⑥

## 通常報告を行う場合

- 「附則様式第4\_第1表(1)」及び「附則様式第4\_第1表(2)、第2表、第3表」を提出。消費機器の状況により、**数値を精緻化する場合は、「消費機器調査結果リスト」も必ず提出。**
- 「附則様式第4\_第1表(2)、第2表、第3表」は、団地ごとに作成が必要。**
- 一部のみ簡易報告を行うことも可。「附則様式第4\_第1表(1)」に団地名があるが、「附則様式第4\_第1表(2)、第2表、第3表」が添付されていない場合は、システム上簡易報告と認識する。「指定供給地点ごとの状況」で、附則様式第5に準ずる内容にチェックすることで簡易報告となる。

添付書類画面>ファイル添付画面(イメージ)

| カテゴリ | 説明                    | サイズ                   | ファイル名  |
|------|-----------------------|-----------------------|--|
| 1    | 消費機器調査結果リスト           | 消費機器調査結果リスト           | 401.2KB<br>消費機器調査結果リスト.xlsx 2024/02/27 11:58           |
| 2    | 附則様式第4_第1表(1)         | 附則様式第4_第1表(1)         | 37.0KB<br>附則様式第4_第1表(1).xlsx 2024/02/27 11:58          |
| 3    | 附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表 | 附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表 | 100.5KB<br>附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表.xlsx 2024/02/27 12:03 |

| 番号 | 通常報告    | 簡易報告    | タイプ   | ファイル名  |
|----|---------|---------|-------|--|
| 1  | テスト団地90 |         | 住宅団地型 | ・ 附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表 附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表.xlsx<br>・ 消費機器調査結果リスト 消費機器調査結果リスト.xlsx   |
| 1  |         | テスト団地90 | 住宅団地型 | ※附則様式第5にて簡易な報告する場合を除き、指定旧供給地点群ごとに「附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表」の添付が必要です。<br>※以前の報告事項から特段の状況の変化がなく、改正チェックを入れてください。<br><input checked="" type="checkbox"/> 簡易報告に係る報告(附則様式第5)<br>当該指定旧供給地点における2020年10月~2023年9月状況の変化はありません。 |

簡易報告の場合は  
チェックする

## 5. 指定解除に係る定期報告⑦

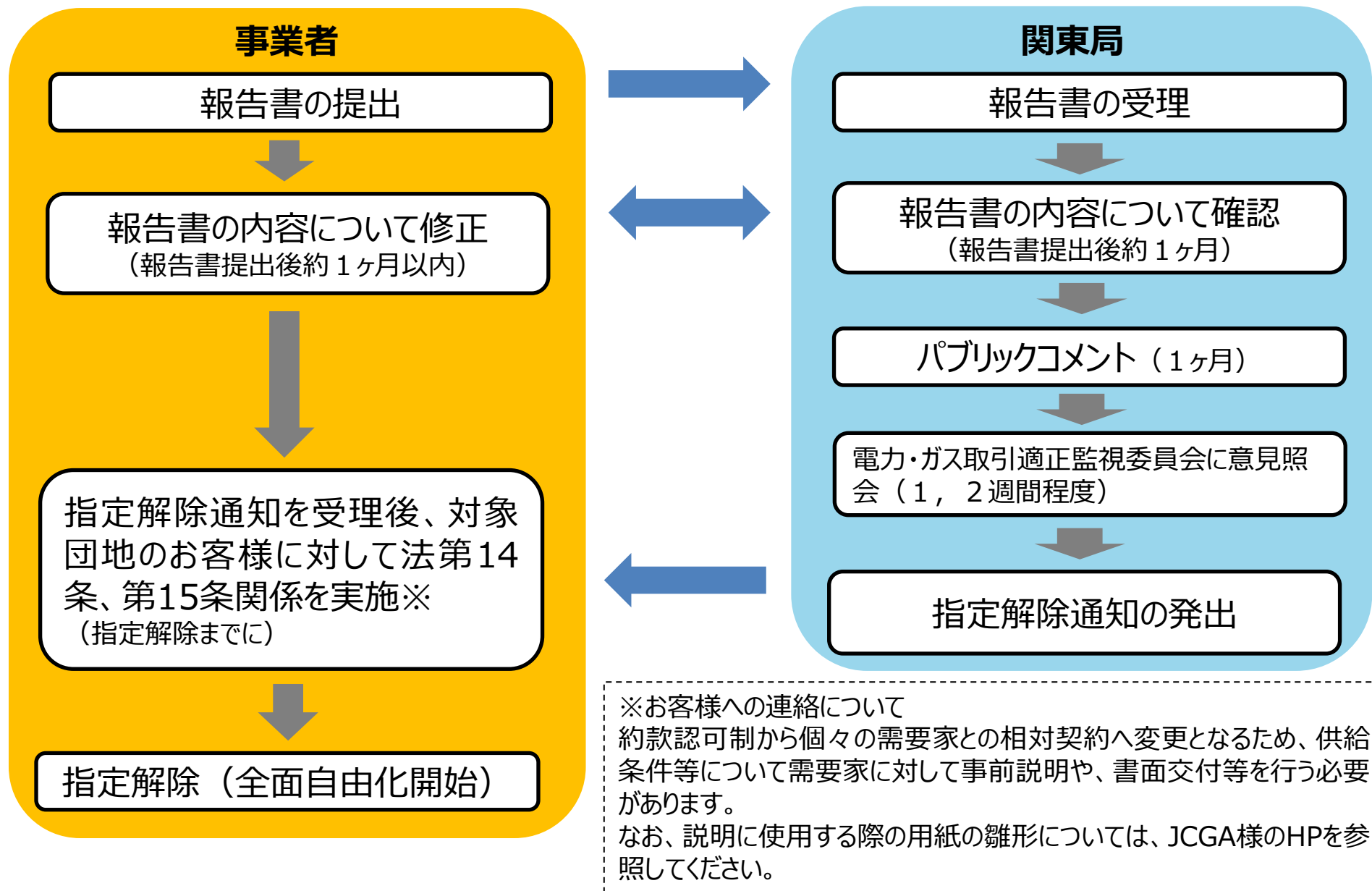
### 数値を精緻化する場合

- 消費機器調査の状況により、数値を精緻化することが可能。
- 一部のみの精緻化は認められないため、精緻化を行う場合は全ての表を通じて精緻化を行うこと。
- 精緻化を行う場合は、消費機器調査結果リスト①は必ず記載の上、②～④は該当に応じて記載。
- 消費機器調査結果リストは、提出時点から48ヶ月以内のもの（複数ある場合は最新のもの）を用いること。

| ケース                            | 「消費機器調査結果リスト」<br>対象シート             | 「附則様式第4_第1表（2）、第2表、第3表」<br>関係シート |
|--------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|
| ①精緻化を行う場合                      | 消費機器調査結果リスト①<br>（自社が旧簡易ガスを供給する需要家） | 第1表（2）シェア報告書                     |
| ②対象期間内に、獲得、不獲得（新規不獲得は除く）があった場合 | 消費機器調査結果リスト②<br>（自社が旧簡易ガスを供給する需要家） | 第2表1.（1）新築物件（獲得件数）               |
|                                |                                    | 第2表2.（1）既築物件（獲得件数）               |
|                                |                                    | 第2表2.（2）既築物件（他燃料への離脱）            |
| ③自社が他燃料を供給する需要家がある場合           | 消費機器調査結果リスト③<br>（自社が他燃料を供給する需要家）   | 第1表（2）1. 指定旧供給地点数                |
|                                |                                    | 第2表1.（2）新築物件（不獲得件数）              |
| ④関係会社が他燃料を供給する需要家がある場合         | 消費機器調査結果リスト④<br>（関係会社が他燃料を供給する需要家） | 第1表（2）1. 指定旧供給地点数                |
|                                |                                    | 第2表1.（2）新築物件（不獲得件数）              |

## 5. 指定解除に係る定期報告⑧

(参考) 定期報告書提出から指定解除までの流れ





## 6. 「一の団地」の判断事例

# 6. 「一の団地」の判断事例①

<関係条文>

## (ガス事業法)

第二条 この法律において「小売供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること（政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあつては、**一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のもの**に限る。）をいう。

### ● (通達)「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」

(参考)「ガス事業法令集改訂9版」P1001

1 「第1章 総則」関係

(1) 法第2条第1項（小売供給）関係

① 略

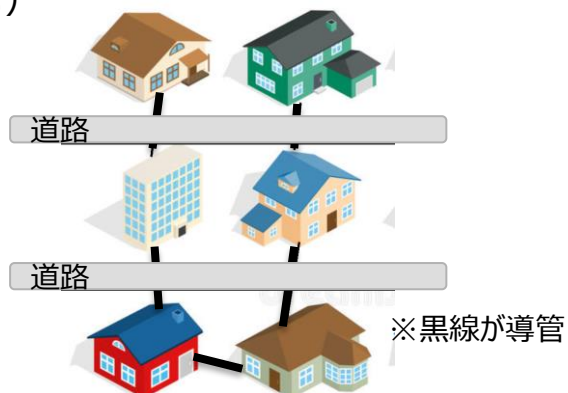
② 「一の団地」について

「一の団地」とは**道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合にあつては、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1項第1号の町又は字とし、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあつては、同号に規定する街区（住居表示を実施していない地域にあつてはこれに類する区画）。**

➤ **道路を横断又は並行している導管に該当する導管**

2以上の取引用メーターにガスを供給する道路下に埋設されている導管（街区内のブロック間の道路下に埋設された導管を含む）

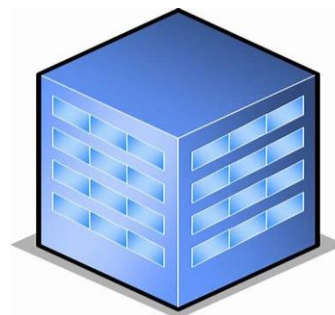
戸建住宅・  
混合団地



➤ **道路を横断又は並行している導管に該当しない導管**

2以上の取引用メーターにガスを供給するが、道路下に埋設されていない導管（敷地内に埋設された導管を含む）

集合住宅



※「戸建住宅型」「集合住宅型」という用語は本資料内で便宜的に使用している用語であり、ガス事業法上で定められた用語ではない。

## 6. 「一の団地」の判断事例②

### 【STEP1】 道路を横断又は並行する導管によりガスを供給するか

#### → YES (戸建住宅・混合団地)

##### ➤ 市町村内の町又は字

- ○○市○○町○○丁目○○番○○号 : ○○丁目 = 一の団地
- ○○市○○町 ■■■ 番地の□□ : ○○町 = 一の団地
- ○○郡△△町 (字) ××◆◆◆の◇◇ : △△町 (字) ×× = 一の団地

#### → NO (集合住宅)

##### ➤ 街区 (街区方式による住居表示制度が取り入れられている場合)

- ○○市○○町○○丁目○○番○○号 : ○○番 = 一の団地

##### ➤ 街区に類する区画 (街区方式による住居表示制度が取り入れられていない場合)

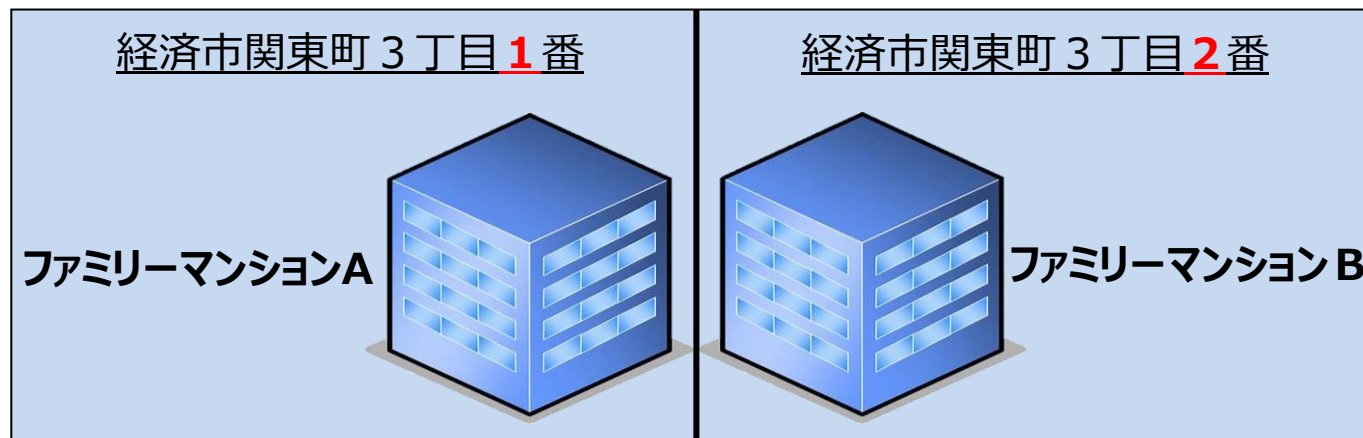
- 幅員おおむね4 m以上の道路
- 河川 (一級河川、二級河川及び準用河川)
- 水路、
- 鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設
- 田畑、山林、都市公園、他の建築物の用に供されている敷地 (一の団地の構成物件以外の建築物の用に供される敷地)

## 6. 「一の団地」の判断事例③

**【STEP 2】 地区計画等に係る区域その他集団的に住宅を建設した地域が2以上の町に係るものか（需要群から一の団地を判断）**

住居表示とは別に、「一連の需要群であることが明確な場合」や「同一のブランドを冠する場合」は、各建物が隣接している状態を一の集団的な需要と判断し、当該複数の建物を一の団地とする。

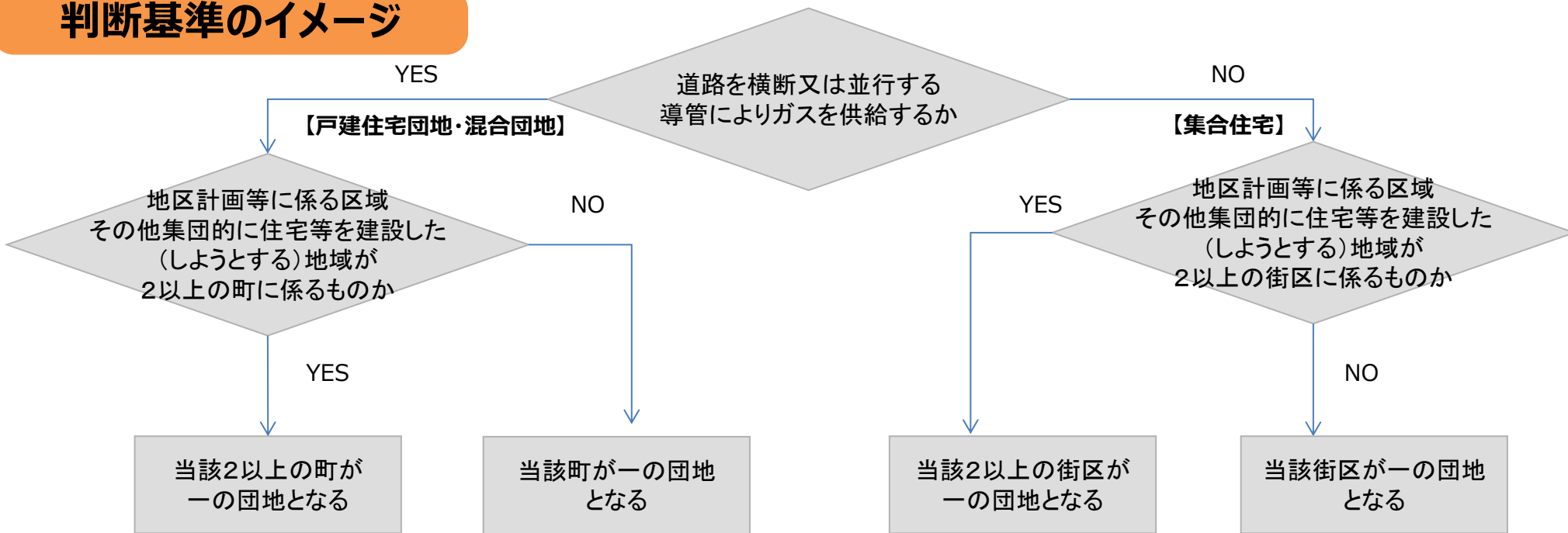
（例1）同一ブランドを冠しているケース（〇〇マンションA、〇〇マンションB等）



（例2）第I期分譲・第II期分譲／第I期開発・第II期開発／第I期工事・第II期工事等同一の計画で建設されたことが明確であるケース

# 6. 「一の団地」の判断事例④

## 判断基準のイメージ



(注1) 住居表示未実施地区については、町⇒字、街区⇒これに類する区域と読み替えること。

(注2) 本図はあくまでもイメージであるため、実際の運用に当たっては解釈運用通達原文を確認すること。

※「地区計画」（都市計画法第12条の4第1項第1号）とは、良好な市街地の形成等を目的として、一定のまとまりを持った地区を対象に建物の用途、高さ、色などの制限を強化・緩和するもの。市町村が作成するに当たり、地域住民による案の提案が認められ、地域住民の意見聴取等のプロセスを経て作成される。

※地区計画の他、都市計画に定められる「一の団地の住宅施設（都市計画法第11条第1項第8号）」、市街地再開発事業が計画される区域等を想定。

### ●「道路を横断又は並行しない導管」

→ マンションなどのビル単位で供給され、**建物敷地内で完結する導管**。いわゆる『**集合住宅**』へ供給する場合の導管を指す。

### ●「道路を横断又は並行する導管」

→ **道路下に埋設され、道路を横断又は並行する導管**。いわゆる『**住宅団地・混合団地**』へ供給する場合の導管を指す。

※ 1 「道路を横断又は並行する導管」は、**街区を跨ぐとは限らない**。同一街区内の道路を横断又は並行している場合も、「道路を横断又は並行する導管」となり、一の団地は「町又は字」となる。

※ 2 上記判断基準は、**新築され又は譲り受けて、平成29年4月1日以降にガスを供給することが決定した場合に適用**される。

**ただし、当該一の団地内において、旧通達基準により既にガス事業法の適用を受けているものについては、除いて考える（供給地点数としてカウントしない）。**

# (参考)

## ●街区方式による住居表示の実施基準（昭和三十八年自治省告示第百十七号）

### 第1 1

#### (1) 町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線をとることが適当であること。

#### (2) 町の形状及び規模

イ 町の形状は、その境界が複雑にいりくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもつて区画された一団を形成されているものであること。

ロ 町の規模は、当該市町村の性格及び形態並びに当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなつたり、少なくなつたりしないように定められていること。

### 2 町の名称の定め方（略）

### 3 街区割り

(1) 4～5（略）街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によつて定めるものとする。

(2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。参考までに住居地域における標準を示せば、面積3,000平方メートル～5,000平方メートル、戸数30戸程度が適当であること。

## ●ガス事業法等の解釈及び運用通達における「一の団地」の基本的な考え方について（資源エネルギー庁ガス市場整備室 令和元年8月1日）

### (抜粋)

#### (2) 現行のメルクマール

現在、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールは、幅員おおむね4メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）、河川（一級河川、二級河川及び準用河川）、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等（以下「遁路等」、という。）とされている。

これは、「街区方式による住居表示の実施基準（昭3和8年自治省告示第117号）」第1「住居表示の実施基準」の3(1)及び7(2)を踏まえた運用であり、同基準によれば、街区の規模の標準は面積3,000、～5,000面が適当とされている。

#### (3) メルクマールとして新たに追加すべきもの

法制定時から現在までの市街地化の進展、狭監化・密集化といった需要地の立地環境の変化の中で、上述した道路等のメルクマールのみでは「街区に類する区画」が著しく広範囲に及んでしまうケースが存在しており、以下をメルクマールとして追加することで、より適切な範囲を「街区に類する区画」として区画することができると思われる。

### <メルクマールに新たに追加すべきもの>

「田畑」「山林」「都市公園」「他の建築物の用に供されている敷地」

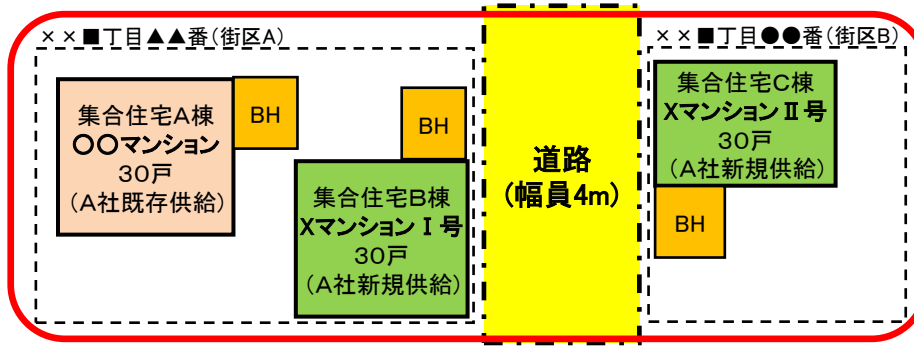
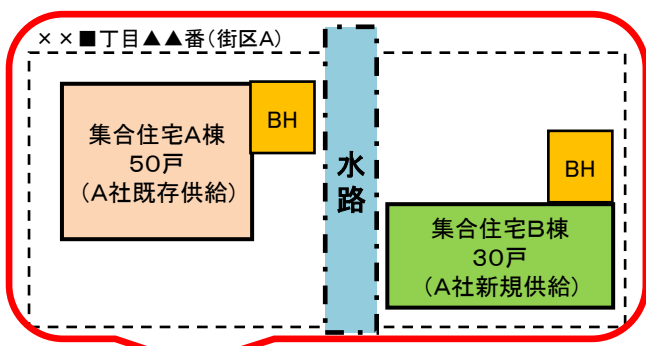
#### (4) 今後の運用について

道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域については、道路等に加え、田畑、山林、都市公園及び他の建築物の用に供されている敷地といったメルクマールにより「街区に類する区画」を区画し、「一の団地」として取り扱うこととする。

# 6. 「一の団地」の判断事例⑤ (『街区』を一の団地として考えるケース)

- ・「既存供給」・・・平成29年3月31日以前にガスを供給し又はガスを供給することを決定していたもので、**ガス事業法の適用を受けていないもの**とする。
- ・「新規供給」・・・新築され又は譲り受けて、平成29年4月1日以降にガスを供給することが決定したものであるとする。
- ・【事例2】において、下記③の地域に該当するかの判断基準としての“現在の土地(建物)の所有者が同一主体であるかどうか”や“同一ブランドを冠するかどうか”は、**十分条件だが、必要十分条件ではない**(現在の所有者が異なる場合でも、一連の計画のもとに同時期・同目的で建設された可能性やブランド名をあえて変えている可能性等も少なからず考えられる)ため、事業者へ総合的な判断を求めることが望ましい。

【事例1】同一街区内の集合住宅へ新規供給するケース 【事例2】異なる街区だが、隣接する街区における同一ブランドの集合住宅へ新規供給するケース



同一ブランドであるB棟・C棟への新規供給に伴い、『街区A』及び『街区B』の2つの街区を一の団地とする総供給地点数は、90戸となる。よって、A棟・B棟・C棟は全てガス事業法が**適用**される。

B棟への新規供給に伴い、『街区A』を一の団地とする総供給地点数は、80戸となる。よって、A棟・B棟共にガス事業法が**適用**される。  
※ A棟とB棟の間に敷地を完全に分断する水路等があったとしても、「街区A」が一の団地となる。

以下の①～③の地域については、別々の町若しくは字又は街区であっても、当該地域が隣接している場合は、2以上の町若しくは字又は街区をまとめて「一の団地」とする運用となっている。

- ①都市計画法第4条第9項に規定する「地区計画等(同法第12条の4第1号(地区計画)及び第5号(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第一項の規定による集落地区計画)に限る)」に係る地区  
※当該地区計画等において、地区を複数に区分する場合は、区分された各地区
- ②都市計画法第11条第1項第8号に規定する一団地の住宅施設

③ある一定の区画をもった一団の土地に**集団的に住宅等を建設し、又はしようとする地域**

左記③の地域の判断基準としては、以下の全ての要件を満たしていることが想定される(『国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針』における「一団の土地」の定義を参考にしている)。

- (1) (当該地域の)土地の権利所有者が同一主体である(あった)こと
- (2) (当該地域の)土地が、相互に接続するひとまとまりの土地として物理的な一体性を有すること(隣接)
- (3) (当該地域の)土地売買等の契約が一連の計画のもとに、その時期、目的等について相互に密接な関連をもって締結されたものであること。

左記③の地域に該当するかの簡易的な判断方法として、**土地に建設されたマンション名等から、一連の需要群であることが明確である場合や同一ブランドを冠するかが一つの指針となり得る(一連の需要群や同一ブランドであれば、時期・目的等について相互に密接な関連を持っており、当該地域の土地の権利者も同一主体である(あった)可能性が高い)**。

(例)「第Ⅰ期分譲/開発」・「第Ⅱ期分譲/開発」  
「〇〇マンションA(Ⅰ号)」・「〇〇マンションB(Ⅱ号)」  
「ライオンズマンション〇〇」・「ライオンズマンション▲▲」

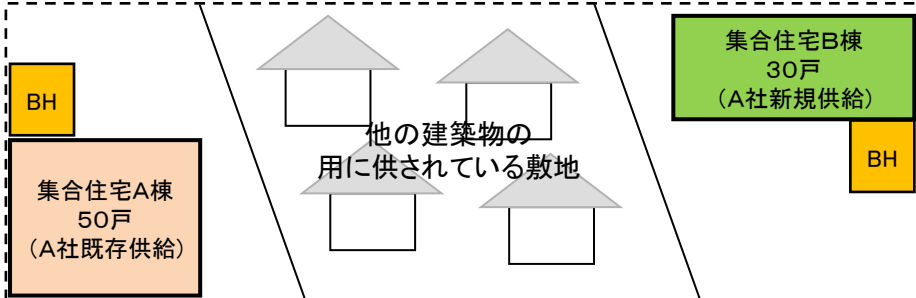


# 6. 「一の団地」の判断事例⑥ (『街区に類する区画』を一の団地として考えるケース)

- ・【事例1～3】は、「道路を横断又は並行しない導管」による供給形態である『集合住宅』を想定しており、メルクマールによって「街区に類する区画」に区画可能であれば、それぞれの「街区に類する区画」が「一の団地」となるケース。
- ・【事例4】は、「道路を横断又は並行する導管」による供給形態である『住宅団地・混合団地』を想定しており、メルクマールによって「街区に類する区画」に区画できたとしても、「街区に類する区画」ではなく「町又は字」が「一の団地」となるケース。

## 【事例1】民家等の敷地により分断されているケース(集合住宅)

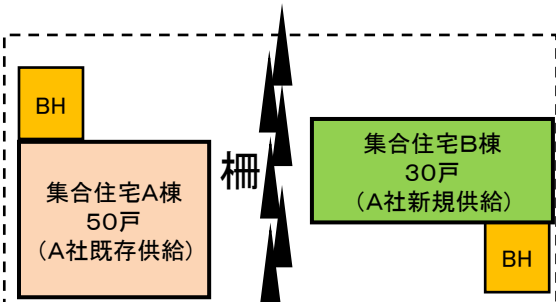
街区方式による住居表示を実施していない地域(地番表示)



B棟への新規供給を開始する場合、B棟の建つ敷地とA棟の建つ敷地は、他の建築物の用に供されている敷地により完全に分断されているため、A棟とB棟は別々の「街区に類する区画」に区画され(A棟とB棟は別々の「一の団地」)、それぞれ70戸に満たないため、A棟・B棟共にガス事業法の適用外となる。

## 【事例3】柵・塀・フェンス等で分断されているケース(集合住宅)

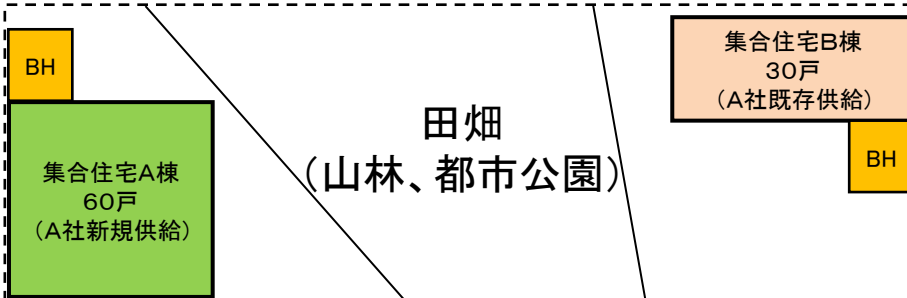
街区方式による住居表示を実施していない地域(地番表示)



柵・塀・フェンス等は、その他恒久的な施設等とはいえ、A棟とB棟は同じ「街区に類する区画」に区画される(A棟とB棟は同じ「一の団地」)。よって、B棟への新規供給に伴い、総供給地点数は合算した80戸となる。よって、A棟・B棟共にガス事業法が適用される。

## 【事例2】田畑により分断されているケース(集合住宅)

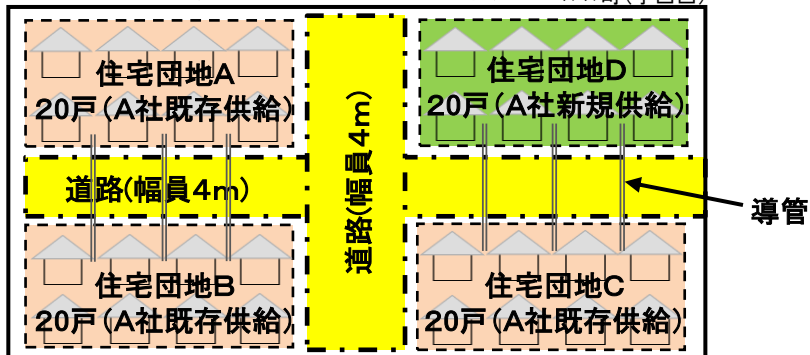
街区方式による住居表示を実施していない地域(地番表示)



A棟への新規供給を開始する場合、A棟の建つ敷地とB棟の建つ敷地は、田畑により完全に分断されているため、A棟とB棟は別々の「街区に類する区画」に区画され(A棟とB棟は別々の「一の団地」)、それぞれ70戸に満たないため、A棟・B棟共にガス事業法の適用外となる。

## 【事例4】道路を横断又は並行する導管で供給されているケース(住宅団地)

街区方式による住居表示を実施していない地域(地番表示) × 町(字□□)

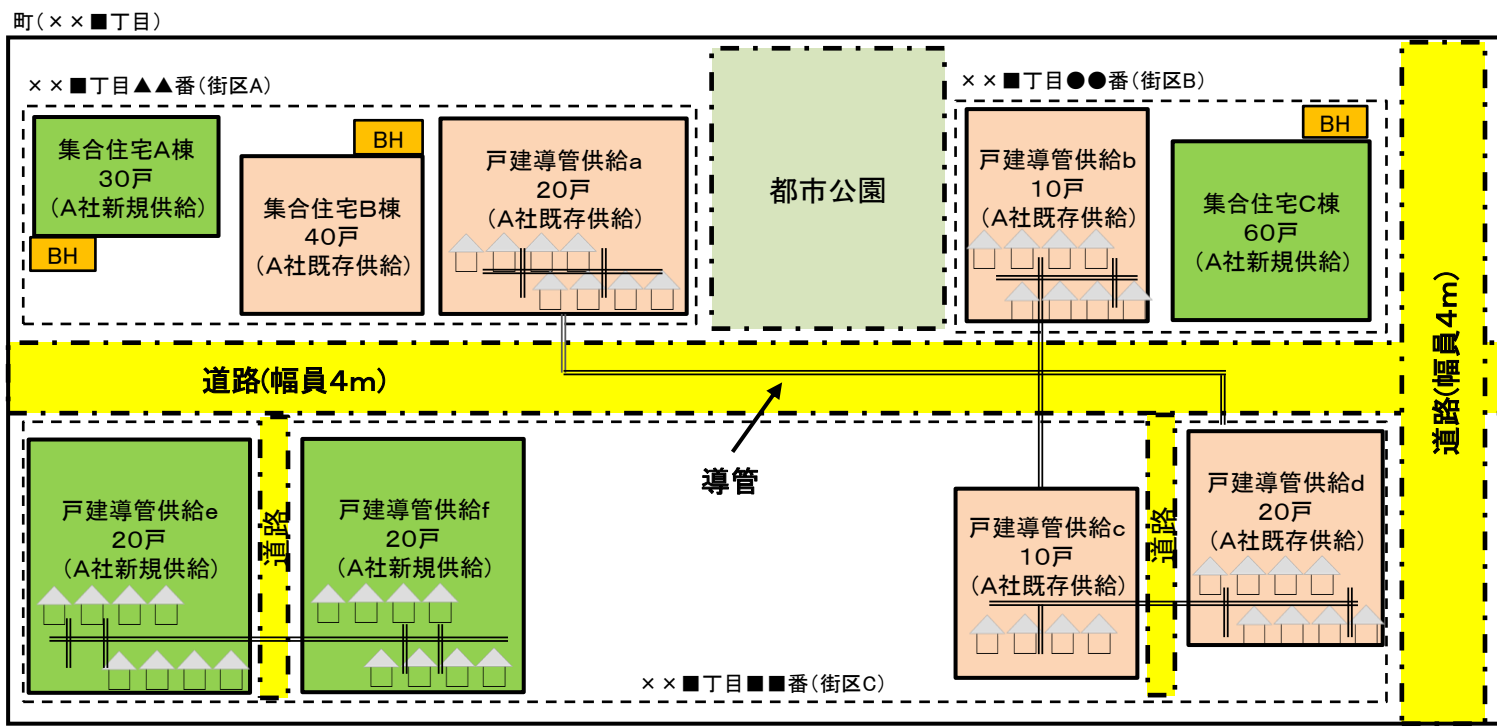


上記4つの住宅団地は、道路(4m)によって、それぞれ異なる「街区に類する区画」に区画できる。しかし、道路を横断又は並行する導管によって供給が行われているため、この場合の「一の団地」は、「街区に類する区画」ではなく、「町又は字」となり、供給地点数は合算した80戸となる。よって、住宅団地A～Dは全てガス事業法が適用される(次ページ「判断事例③」を参照)。



# 6. 「一の団地」の判断事例⑦ (『町又は字』を一の団地として考えるケース)

- ・「道路を横断又は並行する導管」により住宅団地へ供給しているものを「戸建導管供給」と表記している。
- ・導管形態によって、一の団地の定義が異なり同時に、供給地点数のカウントも分けて考えることに注意。



## (道路を横断又は並行しない導管)

- 「街区A」を一の団地とみるケース
  - ⇒ A社が集合住宅A棟に新規供給を開始する場合、集合住宅A棟に係る一の団地は、「街区A」となる。上記の場合、同一街区内に戸建導管供給aの20戸が存在するが、**導管形態が異なるため合算しない**。一方で、既存供給を行っている集合住宅B棟の40戸については、導管形態が同じであり、「街区A」を一の団地として考えるため、合算する。よって、「街区A」を一の団地とするA社の総供給地点数は70戸となり、集合住宅A棟及び集合住宅B棟共にガス事業法が**適用**される。
- 「街区B」を一の団地とみるケース
  - ⇒ A社が集合住宅C棟に新規供給を開始する場合、集合住宅C棟に係る一の団地は、「街区B」となる。上記の場合、同一街区内に戸建導管供給bの10戸が存在するが、**導管形態が異なるため合算しない**。よって、「街区B」を一の団地とするA社の総供給地点数は60戸となり、集合住宅C棟はガス事業法の**適用外**となる。

## (道路を横断又は並行する導管)

- 「町(××■丁目)」を一の団地とみるケース
  - ⇒ A社が戸建導管供給e及びfに新規供給を開始する場合、当該戸建導管供給に係る一の団地は、「町(××■丁目)」となる。上記の場合、導管形態が異なる「道路を横断又は並行しない導管」によって供給されている集合住宅の供給地点数については、合算しない。よって、「町(××■丁目)」を一の団地とするA社の総供給地点数は、同一町内の同じ導管形態である「道路を横断又は並行する導管」により供給されている戸建導管供給a～fを全て合算した100戸となり、戸建導管供給a～fは全てガス事業法が**適用**される。
  - ※ 上記ケースで、戸建導管供給a～dが旧通達基準により、既にガス事業法の適用を受けている場合は、「町(××■丁目)」を一の団地とするA社の総供給地点数は、戸建導管供給e及びfの40戸となり、戸建導管供給e及びf共にガス事業法の**適用外**となる(スライド45※2を参照)。

## **7.法令違反・不適切事例**

## 7. 法令違反・不適切事例

### ● ガス事業法上無登録で70戸以上の集合住宅に供給

- 営業担当者に一の団地の認識がなかったケース、集合住宅の増設等で戸数が増え70戸以上になったにもかかわらず登録をしていなかったケース等。

### ● 料金の誤徴収

- 基準平均原料価格に基づく上限バンドを超えて料金を徴収していたケース、上限バンドを下回っていたにも関わらず、上限バンドの金額を徴収していたケース等。

### ● 自由化団地 : 供給条件の説明、書面交付義務違反（法第14条・15条）

- 経過措置がはずれて自由化団地となっているにも関わらず、14条15条の説明、書面交付を行わないまま供給を継続していたケース、液石法に基づく内容の書面交付を行っていたケース等

### ● 経過措置団地 : 供給約款による供給義務違反（旧法第37条の6の2） : 地点の変更許可漏れ（改正法附則第29条）

- 自治体の激変緩和対策により値引きを行う場合で、特別供給条件の認可申請を行っていなかったケース。
- 約款に定める単位料金の調整を行っていなかったケース。
- 地点の増減があったにもかかわらず、許可を受けていなかったケース。

## **【お問合せ先】**

**関東経済産業局**

**資源エネルギー環境部 ガス事業課 小売事業係**

**〒330-9715**

**埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1**

**合同庁舎 1号館 8階**

**TEL : 048-600-0413、0414**

**Mail : bzl-kanto-gaskouri@meti.go.jp**

**URL : [https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas\\_jigyo/index.html](https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas_jigyo/index.html)**